**学校いじめ防止基本方針**

大阪府立堺支援学校

令和７年４月１０日

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

　１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

　　　　本校では、「共生社会の中で、あかるく、ただしく、たくましく、生きていくための力を育成する」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる

➢仲間はずれ，集団による無視をされる

➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

➢金品をたかられる

➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

３　いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、教育心理検査室担当者の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

　(1) 名称

　　　「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

　　　校長、准校長、教頭、首席、各学部主事、生徒指導主事、養護教諭、人権教育推進委員長、

（必要に応じて当該学年主任・担任　）

　(3) 役割

　ア　未然防止

○　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

　　イ　早期発見・事案対処

Ｉ○　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○　いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○　いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ　学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○　学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

４　本年度の年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。（必要に応じ「いじめ対策委員会」を開く）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 堺支援学校　いじめ防止年間計画 | | | | |
|  | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 学校全体 |
| 4月 | 保護者と児童へ相談窓口周知 | 保護者と児童へ相談窓口周知 | 保護者と生徒へ相談窓口周知 | 第1回いじめ対策委員会  「学校いじめ防止基本方針」ＨＰ更新 |
| 5月 | 家庭訪問や懇談により児童の状況を把握  個別の指導計画作成  高学年遠足  運動会 | 家庭訪問や懇談により児童の状況を把握  個別の指導計画作成  運動会 | 家庭訪問や懇談により児童の状況を把握  個別の指導計画作成  学年行事（1年）  体育大会 | 相談窓口を明記した「安全で安心な学校を過ごすために」配布 |
| 6月 | 中学年遠足  低学年遠足 | 校外学習（１・２・３年）  宿泊学習（2年） | 企業実習（3年）  企業体験実習（2年）  進路学習週間 | 「いじめに関するアンケート」を実施① |
| 7月 | 宿泊学習（5年） | 生徒向けＳＮＳ学習会 | 校外学習（3年）  宿泊学習(2年)  福祉事業所実習（3年）  進路懇談（2・3年） | いじめ状況調査  職員人権研修（LGBTQについて） |
| 8月 |  |  | 福祉事業所実習（2・3年）、訓練校体験 |  |
| 9月 | 懇談  （家庭での様子の把握）  遠足（1年）  修学旅行（6年） | 懇談  （家庭での様子の把握） | 懇談  （家庭での様子の把握） |  |
| 10 月 | 学年遠足（2，3，4年） | 社会見学（1･2・3年）  修学旅行（3年） | 校外学習（１年課程別・2年）  企業等実習（3年）  企業等体験実習（2年）  修学旅行（3年） | 「学校教育自己診断アンケート」「いじめに関するアンケート」を実施② |
| 11月 | 遠足  学習発表会 | 学習発表会 | 校外学習（1・3年課程別）  学習発表会 | いじめ状況調査  第2回いじめ対策委員会（アンケート結果検討） |
| 12月 | 遠足（5年） |  | 進路懇談 |  |
| 1月 |  |  | 進路学習週間 | 授業実践報告会  職員人権研修 |
| 2月 | 懇談（6年） | 懇談（3年） | 企業等体験実習（1年）  懇談（3年）  生徒向けＳＮＳ学習会 | 「いじめに関するアンケート」を実施③ |
| 3月 | 保護者懇談  （家庭での様子の把握）  （進路に関する指導） | 保護者懇談  （家庭での様子の把握）  （進路に関する指導）  入学説明会でＳＮＳ対応などの生活指導面での説明 | 保護者懇談  （家庭での様子の把握）  （進路に関する指導）  入学説明会でＳＮＳ対応などの生活指導面での説明 | 第3回いじめ対策委員会 |

５　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

　　　　いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめ対策委員会は、年度初めと終わりに定例会を各1回ずつ開催するとともに、いじめが発覚した時等必要に応じて検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章　いじめ防止

　１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進していく。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

未然防止のための学校体制

**いじめ対策委員会**

准校長

校　長

教　頭

人権推進委員長

関係機関

各学部主事

首　　席

連携

ＰＴＡ

地　域

連携

当該学年主任・担任（必要に応じて）

児童生徒指導部長（生徒指導主事）

養護教諭

教育心理検査室担当

指導方針・役割分担

全　教　職　員

指導・支援

指導・支援

支援

支援

加害児童生徒

被害児童生徒

周りの児童生徒

保護者

保護者

２　いじめの防止のための措置

(1) 　平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して必要な研修などを実施し、「安全・安心・きれいな学校」の実現をはかる。児童生徒の安全や人権に配慮し、心身ともに健康で安全な学校生活をすごせるよう、環境の整備・改善を行う。

児童生徒に対しては、（小学部）個性豊かに集団活動を楽しみ、社会性を養うとともに、日常生活の自立に向けて個別の課題に努力して取り組む態度の育成をめざす。（中学部）さまざまな集団の中でお互いを尊重しあい、たくましく生きていく力をつける。（高等部）① 自主・自立・互助の精神を培い、将来の社会人としての自覚および態度を養う。② 個性を豊かに育み、社会の中で生き抜く力を育てる。

　　(2)　 いじめに向かわない態度・能力を育成するために、子ども一人ひとりが違いや自他の存在を認め合い、尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めていく。える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に取り組んでいく必要がある。

　　　　そのために、人間尊重の精神を基盤として正しい自己理解の上に立ち、種々の困難の改善・克服に努め、自ら創造的な生活能力を身につけ、よりよい社会人として生きる人間を育成する。また豊かな心を育むための教育環境整備や授業の工夫を行っていく。

　　(3)　 いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教育活動のさまざまな場面を通して児童生徒の人権意識の向上をはかり、人権尊重の教育を推し進める。さらに、保護者からのさまざまな相談に応じられるような体制の充実に取り組む。

　　　　分かりやすい授業づくりを進めるために個々の発達段階に応じた課題を設定し、達成感のある楽しい授業研究に努める。

　　　　　児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、児童生徒が所属する集団に積極的に参加し運営する態度を養う。さらに、学校ならびに地域社会との交流を深め、自主的・意欲的な生活態度を育成する。

　　　　ストレスに適切に対処できる力を育むために、いじめられた時に一人で我慢したり悩んだりしないで、信頼できる大人に相談したり助けを求める力を育成する。

　　　　　いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員同志が互いに正しい人権意識をもって教育活動を行っているかを常に意識することと、切磋琢磨するとともにし、人権研修で人権意識を高めあう。そして、教職員が、責任ある行動を率先してとる。

　　(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、自己理解を進める中で、長所活用型指導で成功体験を積ませる。

　　(5) 児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係を築き、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく。

第３章　早期発見

　１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

　２　いじめの早期発見のための措置

　　　いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあるので、小さな兆候であっても見逃さず早い段階から的確に関わりを持つことがなにより大事である。そして、兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、情報を共有し、迅速に対応しなければいけない。

　　(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートとして、学校教育自己診断アンケート「こんな堺支援がいいな」を実施するとともに、年度当初に「安全で安心な学校生活を過ごすために」を配布し、常時、相談できる体制を周知しておく。

　 　　定期的な教育相談としては、学期毎の個人懇談のなかで実態把握する。日常の観察として、鋭い感性と洞察力で児童生徒を細やかに見て、児童生徒が示す小さな変化や危険信号に気付く力を高め、見逃さないようにする。

　　(2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、日々の連絡帳で情報を交換・共有し、連絡を密にする。

　　(3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる環境を整えるとともに、様々な事態を想定し状況に応じて機敏に対応できる体制として、相互の信頼関係を築く中で、担任や学年主任、部主事、教育心理室担当者など、相談窓口を複数設ける。

　　(4) 保護者の相談窓口のお知らせプリントとＰＴＡ運営委員会で「学校いじめ防止基本

方針」の趣旨説明により、相談体制を広く周知する。

学校教育自己診断アンケートや定例のいじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

　　(5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて守秘義務を徹底した上で、関係機関やＰＴＡ、地域と連携する。

第４章　いじめに対する考え方

　１　基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、（別添）「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

　２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

　　(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

　　(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

　　(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

　　(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

　　(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

　３　いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

　　　　いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える教育支援体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、教育心理検査室担当の協力を得て対応を行う。

　４　いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

　　(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

　　(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者に、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

　　(3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で示し、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為についてしっかり振り返り反省できる環境を整える。なお、いじめた児童生徒が深刻な課題を有している場合も多く、本人が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

　　　　その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて教育心理検査室担当の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

　５　いじめが起きた集団への働きかけ

　　(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させ当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていく。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(2)　いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、教育心理検査室担当とも連携する。

運動会、体育大会や学習発表会、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

　６　ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

　　(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

　　(3) また、情報モラル教育を進めるため、情報教育を通して、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

７　いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも３か月を目安）

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

関連資料

◇　いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ（大阪府）

　　　　http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/

　◇　いじめ対応プログラム実践事例集（大阪府）

　　　　http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/

　◇　携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（大阪府）

　　　　http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/

　◇　５つのレベルに応じた問題行動へのチャート（大阪府）

　　　　http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html